

想いをつなぐ架け橋

りそなの遺言信託

お預りします
あなたのやさしい思いやり



はじめに

相続は、将来必ず発生することがわかっていても、なかなか実感の湧かないものです。

しかし、いざ相続となると、相続人は話し合いによって、相続人全員の同意のもと、遺産分割を進めていくことになりますが、全員が納得のいく遺産分割を実現することは難しいのが現実で、相続後に大切なご家族が不仲になることも少なからずあります。

また、相続税の納付や名義変更手続など、相続手続だけでも相続人の方々のご負担は大変大きなものです。

「遺言」はあなたのやさしい思いやりです。

ご自分の財産をどのように分け与えるかなど、あなたの想いをかたちにしてのこすことで、トラブルを防ぎ、ご家族を守ることができます。

そんなあなたの思いやりを、りそな銀行がお手伝いいたします。

りそな銀行では、お客様のご意思を尊重し、円満・円滑な相続が実現されるための、遺言書の作成から、遺言書の保管、遺言の執行まで、ご安心いただけるサービスをご用意しております。

お早めのご検討をおすすめします。

このような方

遺言があれば…

子どもがいないので
配偶者にすべての
財産を遺したい方



配偶者との間に子がなく、両親も亡くなっている場合、被相続人の兄弟姉妹にも法定相続分がありますが、遺言で全財産を配偶者に遺すことが可能です。

子どもが2人以上
いて主な相続財産が
ご自宅の方



ご自宅などの分けにくい財産がある場合、平等に配分できずトラブルが発生することがありますが、遺言があればもめごとを避けることができます。

再婚された方



前の配偶者との子への配分で、感情的な問題が起こることがありますが、遺言できちんと意思を遺しておくことでもめごとを避けることができます。

法定相続人がいない方

法定相続人以外の方へ
の財産分与をお考えの方



法定相続人がいない方は原則として財産は国庫に帰属します。遺言があれば公共団体への寄付やお世話になった人に財産を贈ることなどが可能です。

事業を特定の人へ
継がせたい方



遺産分割方法を間違えると事業資産が分散し、事業承継に支障がでることもあります。遺言で事業資産を後継者へ遺すことが可能です。

遺言がないと…

法定相続人全員で遺産分割協議

遺言が無い場合、法定相続人全員による遺産分割協議により相続財産の分割方法を定める必要があります。

その際には民法で定められた法定相続分がひとつの目安になりますが、法定相続人全員が同意するのであれば法定相続割合でなくても構いません。相続をめぐるトラブルの多くは、この遺産分割の方法をめぐって発生します。



まとまらない場合は家庭裁判所に

法定相続人全員が同意する遺産分割の方法が定められない場合には、家庭裁判所に調停・審判を求めることがあります。その場合は法定相続分による分割が原則です。

しかし、わが国の国民性から見て、家族のトラブルを裁判所に持ち込むことを避ける傾向が強く、実際に家庭裁判所の審判まで進むケースは多くはありません。その結果、発言力の強い相続人の意見ばかりが通ることとなり、遺産分割協議はととのったとしても人間関係が損なわれてしまうケースも多いようです。

遺言が
あれば…

遺産分割協議の必要がありません

遺言による遺産分割方法の指定は、原則遺産分割協議よりも優先されます。このため、遺産分割協議にともなう相続人の間でのトラブルを未然に回避することができます。

また、相続人から見ても遺産分割協議による心理的な負担を免れることができます。

遺言書は、家族に対する遺言者のメッセージですから、内容に特に制限はありませんが、法律的には、遺言の対象にできる事項は主に次のとおり定められています。

これ以外の事項は、法律上効力はありませんが、たとえば、家訓の遵守や感謝のことばなどを盛り込むことにより、遺言者の意思や心情を伝えることもできます。



相続 に関するこ と

- 法定相続割合とは異なる割合の指定
- 法定相続人の廃除、またはその取消
- 遺産分割方法の指定
- 配偶者居住権の設定を前提とした遺贈

財産処分 に関するこ と

- 法定相続人以外の者への遺贈
- 特定の方に財産を与えることを遺贈といいます。遺贈には、“現金〇百万円”などと指定する「特定遺贈」と、“遺産総額の一割”などと指定する「包括遺贈」の方法があります。
- 社会に役立たせるための寄付
 - 信託の設定

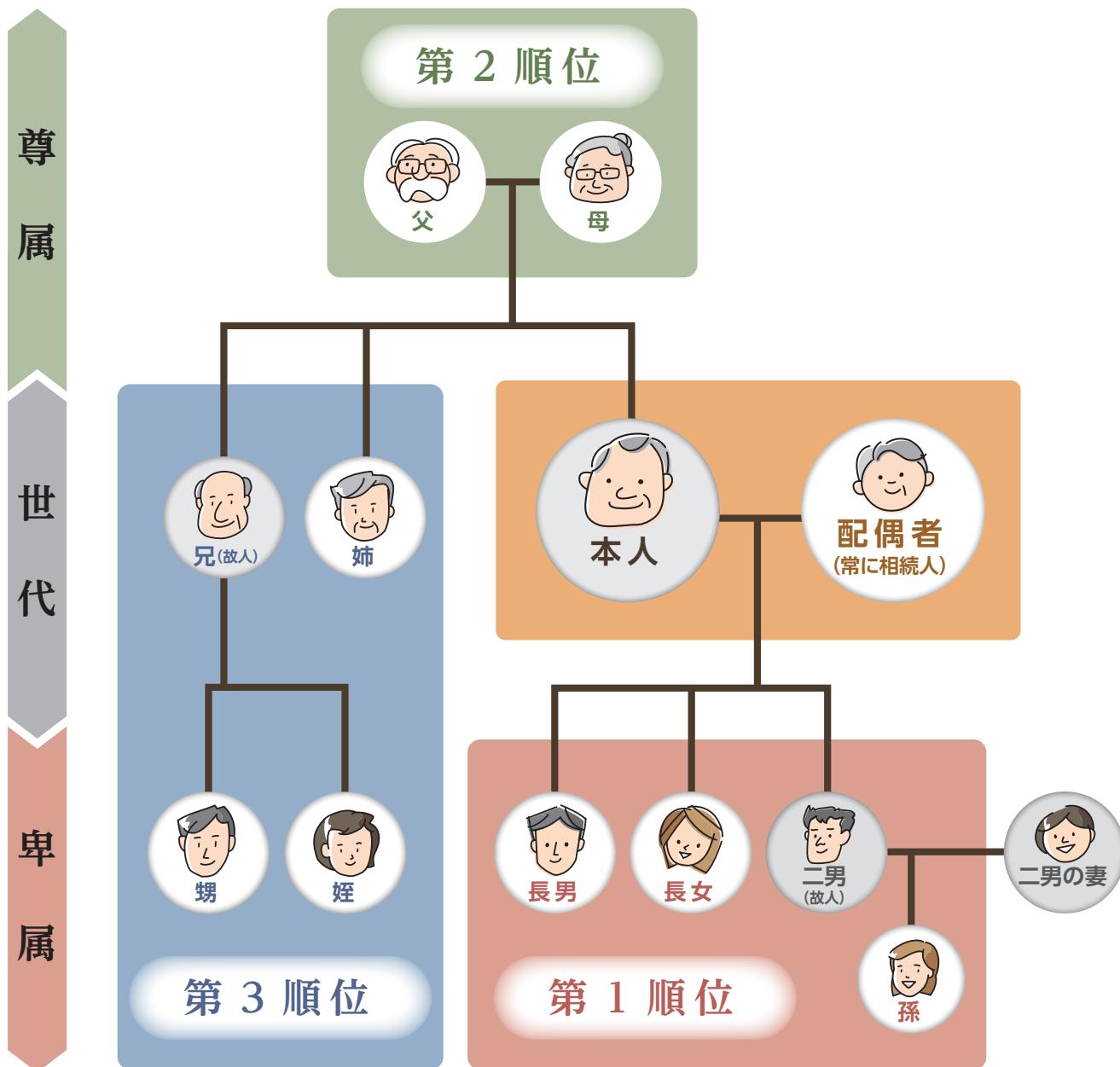
身分 に関するこ と

- 子の認知
- 未成年後見人および未成年後見監督人の指定

その他

- 遺言執行者の指定
- 相続手続を円滑に、しかも確実に行うために、遺言書に遺言執行者を指定することができます。
- 祭祀主宰者の指定

誰がどういう順位で相続人になるかについては民法で規定されています。配偶者は常に相続人です。第1順位は子、第2順位は直系尊属、第3順位が兄弟姉妹です。胎児はすでに生まれたものとみなされ相続人になります。子が先に亡くなった場合は、孫が代襲相続人になります。孫も亡くなっているときは曾孫が代襲相続人になります。兄弟姉妹が亡くなっている場合は甥や姪だけが代襲相続人になります。



5

法定相続分と遺留分

民法で定められている、各相続人が受取る財産の割合を法定相続分といいます。また、相続人が最低取得できる権利として遺留分があります。

相続人		法定相続分		遺留分	
1	配偶者  と 子 (または孫)* ¹ 	$1/2$	$1/2$	$1/4$	$1/4$
2	配偶者  と 父母 (または祖父母)* ² 	$2/3$	$1/3$	$1/3$	$1/6$
3	配偶者  と 兄弟姉妹 (または甥・姪)* ¹ 	$3/4$	$1/4$	$1/2$	
4	配偶者  のみ	全 部		$1/2$	
5	子 (または孫)* ¹  のみ	全 部		$1/2$	
6	父母 (または祖父母)* ²  のみ	全 部		$1/3$	
7	兄弟姉妹 (または甥・姪)* ¹  のみ	全 部		な し	

*1 () 内は代襲相続（子、兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合に相続人に代わって相続すること）が発生した場合の相続人。

*2 父母がすでに亡くなっている場合には存命の祖父母が相続人になります。

※実子と養子、実父母と養父母の相続分は同じです。

1、5 の場合、子はその法定相続分、遺留分を人数により均分します。

2、6 の場合、父母は法定相続分、遺留分を均分します。

3、7 の場合、兄弟姉妹はその法定相続分を人数により原則均分します。

※遺留分の権利者となるのは、配偶者、直系卑属（子、孫など）、直系尊属（父母、祖父母など）に限られ、兄弟姉妹に遺留分はありません。

※遺留分の侵害を知ったときは、侵害した他の相続人、受遺者に対して侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。なお、請求期間は法律の定めによります。

遺言の方式は、民法により厳格に定められており、これに反した遺言は無効です。これは、遺言が遺言者の死後に遺言者の意思を実現させるものであるため、内容に不明確な点が無いように、また遺言者の自由な意思であることに疑いが生じないようになります。

一般的な遺言の方式は、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2つですが、相続時のトラブルを防止し、遺言の内容を確実に実現するためには、公正証書遺言の作成をおすすめします。

公正証書遺言		自筆証書遺言	自筆証書遺言書 保管制度
作成方法	証人2名以上の立会いのもとで、遺言者が遺言の趣旨を口授し、それを公証人が筆記の上、遺言者、公証人、証人が署名押印する	遺言書の全文と日付、氏名をすべて自書し、押印する。添付する財産目録については、自書でなくてもよいものとされる。ただし、その各頁に署名押印することを要する	遺言者本人が遺言書保管所に遺言書の保管の申請をする
家庭裁判所による検認	不 要	必 要	不 要
費用	公証役場所定の金額がかかる	かからない	かかる
喪失・変造のリスク	な し	あ り	な し
形式不備により無効となるリスク	な し	あ り	な し*
文意不明で執行不能となるリスク	な し	あ り	あ り*

*法務局(遺言書保管所)では内容確認はしません(形式チェックのみ)

1 | コンサルティングによる適切なアドバイスを行います

- 遺留分などにも配慮した、公正証書遺言の作成をお手伝いします。
- 資産承継対策等を踏まえた資産の運用や有効活用のご相談・ご提案をします。

2 | 付言でお客さまの「想い」を伝えることができます

- 遺言では、お客様の「想い」や「感謝のお気持ち」などを付言として記載いただけますので、ご家族にメッセージを残すことができます。

3 | 遺言書作成後も、変更事項がないかご照会いたします

- 作成後の遺言書を銀行で保管している間は、遺言の内容、財産、相続人等の異動・変更の有無について、定期的にご照会し、フォローさせていただきます。

4 | お客様に代わって相続手続を行います

- りそな銀行を遺言執行者として指定いただくと、お預りしている遺言書の内容と相続手続について、法定相続人の方全員にご説明します*1。
- りそな銀行が遺言執行者に就職した場合は、財産の名義変更・引渡しを銀行が行います*2。

*1 りそな銀行が遺言執行者となることができるのは、遺産分割方法の指定などの財産に関する遺言に限られます。

*2 遺言執行の対象となる財産については、りそな銀行が執行できる範囲に限ります。

5 | お客様の依頼にもとづいて専門家をご紹介します

- 必要に応じて、司法書士(戸籍謄本等の収集)や税理士(相続税申告のご相談等)をご紹介します。

P.17 「**見本** 遺言公正証書」をご参照ください



遺言書作成のお手伝いから保管まで

お申込人・遺言者

通常1～3ヶ月程度

通常1～3ヶ月程度

通常1～3ヶ月程度

1 事前のご相談

事前のご相談で、戸籍や不動産謄本等により相続人や遺言書に記載する財産内容を確認します。



2 遺言書作成のお手伝い

確実な遺言の実現に向けて、財産配分方法や遺言案作成にかかるコンサルティングを行います。公証役場との事前打合せなどのお手伝いをします。



3 遺言書の作成

遺言書の方式は、公正証書遺言に限らせていただきます。公正証書遺言の作成には証人2名の立会いが必要です。ご事情によっては、銀行の担当者等が証人として立会いをします。



公証人

4 りそなの遺言信託ご契約

ご契約時に所定の手数料を申受けます。

5 遺言書の保管

遺言書作成後、公正証書遺言の正本をお預りします。

6 遺言内容等の異動・変更の定期的なご照会

変更事項に応じて遺言書の見直しを行います。





りそな銀行

受
託
者

執行コースの場合

保管コースの場合

ご相続発生後

7 相続開始のご連絡

遺言者によりあらかじめご指名いただいた通知人の方から、りそな銀行に遺言者ご逝去の旨をご連絡いただきます。



近親者
など
相続開始
通知人

8 遺言の執行

お預りしている遺言書の内容について、法定相続人・受遺者全員にご説明等します。



りそな銀行が遺言執行者に就職した場合

遺言執行者に就職した旨を法定相続人・受遺者全員にご連絡し、遺言内容の実現に必要な手続を行います。

※具体的な手続の流れはP.11をご参照ください。



相
続
人
・
受
遺
者

9 遺言執行完了のご報告

遺言の執行が完了した時点で法定相続人・受遺者全員にご報告し、手続は完了します。

8 遺言書のご返却

ご指定の方に遺言書をお渡しし、
遺言信託業務は完了します。



※審査によりお申込みの意に添えない場合がございます。

遺言者ご逝去の連絡をいただいた後、相続人・受遺者の皆さまへご案内して遺言書を開示します。

遺言執行者として遺言書の内容を実現するために、速やかに執行手続を進めます。

1 相続人・受遺者へ遺言書の開示

2 相続人確定のための戸籍確認 等

3 遺言執行者就職のご通知

ご要望により税理士などの専門家をご紹介^{*1}

4 相続財産の調査、残高証明書の収集、貸金庫^{*2}の開扉 等

5 相続財産目録を相続人・受遺者へ交付、金融資産の換金や名義変更の実施、不動産相続登記^{*3} 等

6 相続人・受遺者への金融資産の振込、諸費用精算 等

ご要望により相続税納付代行^{*1}

7 遺言執行の終了報告

*1 相続税申告等のご相談が必要な相続人・受遺者からのご要望によります。また税理士費用は別途かかります。

*2 遺言者に貸金庫契約がある場合

*3 相続財産に不動産が含まれる場合

※遺言執行者の就職をご辞退する例：新たな遺言が作成されるなど、遺言執行が困難と当社が判断する場合・相続人受遺者が全員死亡している場合・調停や訴訟が発生もしくは発生する蓋然性が高いと当社が判断した場合 等

遺言執行者とは

民法第1012条では、遺言執行者の権利義務について定めています。(一部抜粋)

1. 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。
2. 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

この条文は、遺言執行者が遺言の内容を確実に実行するための権利と義務を明確にしています。

■ 執行コース

基本コース

… 遺言の作成・保管・執行まで一連のサービスを利用できるコースです。

※条件によりオプションコースでのお引受けとなることがあります。

オプションコース

… 基本コースと同じサービスが利用できます。

さらに、ご契約時に「遺言のコンサルティングから遺言書作成手続、保管などの一連のご費用」の一部をお支払いいただくことで、年間保管料が不要になり、執行報酬の料率や最低報酬額が下がるコースです。

このようなお客様に

これだけおトクです

1 いざれ支払う費用の負担は自分自身で済ませておきたい

相続人のご費用負担を減らすことができます

2 できるだけ執行報酬を減らしたい

ご相続財産*が5,000万円以上なら、執行報酬を50万円から最大75万円引下げることができます(税抜)

*りそなグループ各銀行のお預り資産を除く財産

3 年間保管料を抑えたい

遺言書をお預りしている間、年間保管料はかかりません

■ 保管コース

遺言書の作成・保管を行うコースです。

※具体的な費用はP.13~14をご参照ください。なお、万が一、途中で解約される場合、取扱手数料はご返金いたしません。

■ 執行コース 以下の 1 2 3 に示した金額をお支払いいただきます。

相続までの期間

相続発生

相続発生後

1 遺言信託のご契約時

	基本コース	オプションコース
取扱手数料*1	330,000円	880,000円

*1 万が一、途中でご解約される場合、取扱手数料はご返金いたしません。

2 遺言書を保管している間

年間保管料(毎年)*2	6,600円	-
変更手数料	110,000円	110,000円
精算費*3	165,000円	-

*2 ご契約時にもお支払いいただきます。

*3 万が一、途中でご解約される場合(執行コースのみ)、あるいは、弊社が執行を辞退する場合

3 遺言執行手続の完了時

遺言執行報酬……次の(1)または(2)のいずれか大きい金額

(1)以下の1・2を合計した相続財産額(債務差引前)に下記①②の割合を乗じて計算した額の合計金額

1 不動産は所有権の移転登記申請時における登録免許税の課税標準*4

2 不動産を除く資産は相続時の時価

※時価は相続税法および「財産評価基本通達」による相続財産評価額(各種特例の適用前)による

①りそなグループ各銀行のお預り資産*5の0.33%

②上記①を除くその他の財産については以下の表に示した割合

(下記の金額に該当する部分について)	基本コース	オプションコース
5,000万円以下	2.20%	1.10%
5,000万円超 1億円以下	1.65%	1.10%
1億円超 3億円以下	1.10%	1.10%
3億円超	0.55%	0.55%

*4 登録免許税の課税標準とは固定資産税評価額があるときはその価額となります。新築建物などで固定資産税評価額が付されていないものは登記官が定めます。

*5りそなグループ各銀行のお預り資産とは、りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなど銀行にお預入れの預金・信託・投資信託・国債等をいいます。

(2)最低報酬額

最低報酬額	1,210,000円	660,000円
-------	------------	----------

保管コース

上記基本コースの「取扱手数料」および「年間保管料」をお支払いいただきます。また、遺言書を変更される場合は、「変更手数料」をお支払いいただきます。

(2025年7月現在、税込)

ご参考

財産額1億円・遺言信託を10年間保管した場合の総費用額

● 財産額1億円の内、りそなグループ各銀行のお預り資産1,000万円の場合。

1 遺言信託のご契約時

	基本コース	オプションコース	概算
取扱手数料	330,000円	880,000円	円

2 遺言書を保管している間

年間保管料*6	66,000円	-	円
---------	---------	---	---

*6 遺言信託ご契約後、10年間の保管手数料にて試算。

3 遺言執行手続の完了時

①	りそなグループ各銀行の お預り資産	1,000万円×0.33% =33,000円	1,000万円×0.33% =33,000円	万円× 0.33% 円
②	④上記①を除く 5,000万円以下	5,000万円×2.20% =1,100,000円	5,000万円×1.10% =550,000円	万円× % 円
	⑤上記①を除く 5,000万円超1億円以下	4,000万円×1.65% =660,000円	4,000万円×1.10% =440,000円	万円× % 円
	⑥上記①を除く 1億円超3億円以下	0万円×1.10% =0円	0万円×1.10% =0円	万円× % 円
	⑦上記①を除く 3億円超	0万円×0.55% =0円	0万円×0.55% =0円	万円× % 円
遺言執行報酬 [①+②]		1,793,000円	1,023,000円	円
総費用額(税込) [①+②+③]		2,189,000円	1,903,000円	円

オプションコースをお選びになると 総費用額は286,000円 おトク

りそなの遺言信託をご契約いただいた方への特典

※遺言信託のご契約と同時に、あるいはすでにご契約いただいているお客さまが、資産承継信託「ハートトラスト」または「マイトラスト」をお申込みの場合資産承継信託の契約時手数料を20%割引します。資産承継信託については、詳しいパンフレットを店頭にご用意しております。

■公正証書作成・書換え時

- 印鑑証明書等、戸籍謄本等、固定資産評価証明書、不動産登記簿謄本等のお取寄せ費用*1
- 遺言公正証書作成・変更・撤回に係る公証人手数料 など

公証人手数料(ご参考)

公正証書遺言を作成する場合の手数料は、相続人(受遺者)ごとに受取る財産の価値(証書作成に着手したときの価額)によって次のように定められています。

2025年7月現在

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え 200万円以下	7,000円
200万円を超え 500万円以下	11,000円
500万円を超え 1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え 3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え 5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え 1億円以下	43,000円
1億円を超え 3億円以下	43,000円に、5,000万円までごとに13,000円を加算
3億円を超え 10億円以下	95,000円に、5,000万円までごとに11,000円を加算
10億円を超える場合	249,000円に、5,000万円までごとに8,000円を加算

たとえば 財産額1億円を配偶者と子ども2名(長男・長女)に、法定相続分により配分する場合

配偶者の取得財産に対して	29,000円
長男の取得財産に対して	23,000円
長女の取得財産に対して	23,000円
交付手数料(正本・謄本合計18枚の場合)*2	4,500円
遺言手数料*3	11,000円
合 計	90,500円

*2 公正証書正本又は謄本の交付手数料1枚につき250円かかります。

*3 遺言手数料がかかる場合もあります。
 ○目的の価額が1億円までは、遺言手数料が11,000円加算されます。
 ○遺言の撤回には11,000円(目的の価額による手数料の半額が下回るときはその額)かかります。

※出張による作成の場合、日当+病床執務手数料(目的の価額による手数料の1/2)+交通費(実費)が別途必要です。
 ※上記手数料は2025年7月現在のもので変更となることもございます。

■遺言執行手続時

- 印鑑証明書等、戸籍謄本等、固定資産評価証明書、不動産登記簿謄本等のお取寄せ費用*1
- 不動産相続登記に係る登録免許税、司法書士手数料
- 預貯金等の残高証明書の発行手数料
- 相続税申告等に要する税理士報酬 など

*1 戸籍謄本や不動産登記簿謄本等のお取寄せを行政書士や司法書士に依頼した場合は手数料がかかります。

お申込みまでに必要な主な書類等

■ 遺言者に関するもの	戸籍謄本(出生日以降すべて)、改製原戸籍謄本、除籍謄本
■ 推定相続人にに関するもの	戸籍謄本
■ 受遺者に関するもの	住民票(法人の場合は登記事項証明書等の確認資料)
■ 不動産に関するもの	不動産登記簿謄本(登記事項証明書)、固定資産評価証明書、名寄せ帳、所在地図・公図、不動産賃貸借契約書、その他不動産関連資料
■ その他財産に関するもの	預貯金等の通帳、有価証券、保険証券、ゴルフ会員権等、その他保有資産に関する資料

※上記以外の書類等が必要となる場合がありますので、
あらかじめ営業店にご確認をお願いいたします。



ご契約時に必要となる主な書類等

■ ご用意 いただくもの	印鑑証明書(遺言者および相続開始通知人分) 実印(遺言者および相続開始通知人分) 銀行届出印、収入印紙
■ ご契約書類等	遺言執行引受予諾に関する契約書
■ お持帰り いただくもの	公正証書遺言(謄本)

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の嘱託により、後記証人2名の立会いのもとに、遺言者の口述を筆記してこの遺言を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する以下の財産を第4条で指定する遺言執行者にて適宜換金させ、遺言者の妻 〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇〇日生)に2分の1、遺言者の長男 〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇〇日生)及び遺言者の長女 〇〇〇〇(昭和〇〇年〇月〇〇日生)に各4分の1の割合で相続させる。

ただし、前記 妻 〇〇〇〇が遺言者より先または同時に死亡した場合は、本条記載の妻に相続させるとした財産は 前記 長女 〇〇〇〇に相続させる。

1. 下記金融機関に対する預貯金債権、信託受益権及び保護預け中の有価証券等並びにその他一切の金融資産

- (1) 株式会社りそな銀行 〇〇支店
- (2) 株式会社△△銀行 △△支店
- (3) ××証券株式会社 ××支店
- (4) その他一切の金融機関

コンサルティング
による適切な
アドバイスを行
います

第2条 遺言者は、遺言者の有する以下の財産を、前記 妻 〇〇〇〇に相続させる。

ただし、前記 妻 〇〇〇〇が遺言者より先または同時に死亡した場合は、本条記載の妻に相続させるとした財産は 前記 長男 〇〇〇〇に相続させる。

1. 土地 所 在 〇〇市〇〇町〇丁目

地 番 〇番〇

地 目 宅地

地 積 〇〇〇.〇〇m²

2. 建物 所 在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

家屋番号 〇番〇

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 〇〇.〇〇m² / 2階 〇〇.〇〇m²

第3条 遺言者は、第1条及び第2条記載の財産を除くその他一切の財産を、前記 長男 〇〇〇〇に相続させる。

第4条 遺言者は、本遺言の執行者として次の者を指定する。

ただし、第3条記載の財産については執行対象としない。

大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号

株式会社りそな銀行

遺言執行者と
して中立的な
立場で相続手
続を行います

遺言者は同遺言執行者に以下の権限を与える。

- 1.代理人をして遺言の執行をさせること。ただし、同代理人の選任は同遺言執行者に一任する。
- 2.相続人の同意を要することなく、金融機関における遺言者の権利に属する貸金庫を開披し、その内容物を取り出して遺言を執行すること。また同貸金庫契約を解約すること。
- 3.相続人の同意を要することなく、不動産の所有権移転登記申請等の第三者対抗要件を備えるために必要な一切の行為を単独で行なうこと。

第5条 遺言者は、第3条記載の財産についての遺言執行者として、

前記 長男 ○○○○を指定する。なお、本条で指定した遺言執行者は、代理人をして遺言執行させることができ、その選任については同遺言執行者に一任する。

第6条 第4条で指定した遺言執行者は、本遺言の執行に際して必要と認めた場合は、本遺言の目的たる財産を必要に応じて適宜換金、解約することができ、また代わり金から次の費用等を適宜支払うことができる。

1. 遺言者の葬儀費用
(ただし、四十九日法要までの費用を含む)
2. 遺言者の未払い租税公課その他の日常家事債務
3. 第4条で指定した遺言執行者に対する報酬
4. 遺言執行に要する費用

第7条 第4条で指定した遺言執行者に対する報酬は、遺言者が株式会社りそな銀行と締結した本日付「遺言執行引受予諾に関する契約書」の規定に基づき計算した金額とする。

第8条 遺言者は遺言者及び遺言者の先祖の祭祀を主宰する者として

前記 長男 ○○○○を指定する。

付言でお客さま
の「想い」を伝
えることが可
ります

[付言事項]

これまで充実した人生を送ることができたのも、家族皆のおかげです。

本当にありがとうございます。相続の手続で皆が困らないように、遺言書を作成しました。

これからも協力してお母さんを助け、家族皆が幸せに過ごせるよういつまでも見守っています。

りそな銀行信託代理店

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1

TEL 03-3283-8111

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

信託業務（併営業務）契約の締結媒介のご案内

○所属信託兼営金融機関：株式会社りそな銀行

○当社は、信託業務（併営業務）の契約の締結の媒介を行ないます

○当社は、お客さまから当該併営業務の契約に係る財産の預託を
受けすることはありません